

# J R 釧網本線維持活性化実行委員会規約

## (名称)

第1条 この会は「J R 釧網本線維持活性化実行委員会（以下「実行委員会」という。）」と称する。

## (目的)

第2条 実行委員会は、釧網本線の維持並びに活性化に関する事項について協議し、もって、利用者の利便向上と沿線地域の振興に寄与することを目的とし、併せて、釧網本線の維持・活性化を実現させるため、関連団体と連携して諸活動を実施することを目的とする。

## (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 釧網本線利用者の利便向上、及び沿線地域の振興に係る各種方策の検討とその推進
- (2) 釧網本線維持・活性化に向けた関係機関との調整、協議
- (3) その他、実行委員会の目的達成のため、必要な事項についての協議

## (構成)

第4条 実行委員会は、J R 釧網本線維持活性化沿線協議会に属する9市町村及び交通事業者等をもって構成し、構成員は別表のとおりとする。

## (役員)

第5条 実行委員会に次の役員をおく。

- 委員長1名、副委員長1名、監査2名
- 2 役員は構成員の中から選出する。
  - 3 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。
  - 5 監査は、実行委員会の会計を監査する。
  - 6 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 7 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 会議は総会とする。

- 2 総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、委員長が招集し、議長は委員長が務める。
- 4 総会は、書面により開催することができる。

## (幹事会)

第7条 実行委員会の運営を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

(会計)

第8条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務局は、委員長が属する市町村の担当課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるものほか、実行委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附則

この規約は、平成30年6月8日から施行する。

この規約は、令和5年4月21日から施行する。

#### 別表

地域	所属	氏名
釧路地域	釧路市長	蝦名 大也
	弟子屈町長	徳永 哲雄
	釧路町長	小松 茂
	標茶町長	佐藤 吉彦
	鶴居村長	大石 正行
オホーツク地域	網走市長	水谷 洋一
	斜里町長	馬場 隆
	小清水町長	久保 弘志
	清里町長	櫛引 政明
交通事業者	北海道旅客鉄道株式会社 常務取締役	萩原 国彦
オブザーバー	北海道運輸局鉄道部長	山本 隆志